

## ACSV MONTHLY LETTER

## ● 医療費控除について①

個人所得税の確定申告はまだまだ先ですが、特定口座等以外の配当収入、ふるさと納税等の寄付金控除、医療費控除などは、予め書類を揃えておくことが大切です。

医療費控除は「所得控除」で、扶養控除や基礎控除などとともに所得から差引かれ、課税所得を減らす効果があります。医療費控除額は、以下の通り計算されます。

医療費控除額＝（支払った医療費の総額－保険などでカバーされる金額）－※10万円  
※所得の合計額が200万円までの方は、所得の合計額の5%

医療費控除の基本的なポイントは以下の通りです。

- ① 本人だけでなく、本人と生計を一にしている親族の医療費も合算できます。
- ② 実際に支払った年分となるため、未払いとなっているものは翌年の控除となります。クレジットカード支払いの場合は、利用した時の年分となります。
- ③ 診療、治療、療養に必要な医療費が対象で、健康増進や美容のための費用は対象とはなりません。
- ④ 治療、診療に必要な医薬品の購入費用も対象となります。
- ⑤ 保険金などでカバーされる金額は、その対象となった医療費（入院、手術など）の金額を限度として差引くので、保険金で医療費を上回った場合でも、他の医療費からは差引きません。
- ⑥ 医療費控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- ⑦ 医療費の領収書は、原則として確定申告書に添付して提出する必要があります。

次号以降では、医療費控除の対象となるかならないかを中心に、個別的なポイントを説明する予定です。

## 【夏季休業のお知らせ】

8月13日（木）～14日（金）は、夏季休業させていただきます。

また、お盆明けは8月17日（月）から営業予定です。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	
9月		

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。